

広島市告示第213号

令和7年4月1日

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）の附則第2条第1項による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターの固形状一般廃棄物再生処理手数料の収納事務を次のとおり委託したので、告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

一般財団法人広島市都市整備公社

理事長 油 野 裕 和

2 委託した期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで